

官報

号外 平成二十七年五月二十二日

○第百八十九回国会 衆議院会議録 第二十七号

平成二十七年五月二十二日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成二十七年五月二十二日

午後一時開議

第一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長榊屋敬悟君。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔榊屋敬悟君登壇〕

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信、放送、郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信、放送、郵便事業に共通する需要の拡大を通じて、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長

に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立しようとするものであります。

本案は、去る五月十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十九日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行い、討論の後、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣有村治子君。

〔国務大臣有村治子君登壇〕

○国務大臣(有村治子君) ただいま議題となりました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくため

には、みずからの意思によつて職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となつていくことに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もつて豊かで活力ある社会を実現することを目的として、本法律案を提出する次第です。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則を三点定めております。

一点目は、みずからの意思によつて職業生活を営み、または営もうとする女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならないこととしております。

二点目は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならないこととしております。

三点目は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならないこととしております。

第二に、政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、基本方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めることとしております。

第四に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して行動計画を策定し、公表すること等としております。

第五に、国及び地方公共団体の機関等においても、事業主としての行動計画を策定し、公表することとしております。

第六に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主並びに国及び地方公共団体の機関等は、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表することとしております。

このほか、女性の職業生活における活躍の推進に関し、必要な事項を定めることとしております。

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとしておりますが、行動計画の策定等については、平成二十八年四月一日としております。

また、この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山尾志桜里君。

(山尾志桜里君登壇)

○山尾志桜里君 民主党の山尾志桜里です。

私は、政府提出の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

女性の活躍を阻む壁は、目には見えません。多くの女性たちが、その目に見えない高い壁に立ち向かいながら、家庭で、地域社会で、職場で、懸命に生きています。さきの臨時国会でこの法案が提出されたとき、多くの女性が、期待と不安を抱

えながら、もつと私たちの声を取り入れてよい法律に改善してほしいと真摯な声を上げました。この真摯な声に耳を傾け、修正すべきを修正し、最善の法律として仕上げて成立させることが、私たち立法府の責務です。この責務を果たすための扉を開くべく、質問をさせていただきます。

まず、この法案の最大の課題は、女性活躍を阻む壁が高ければ高いほど、その壁に見えぬふりをしていくことです。

その壁とは、賃金格差、非正規雇用、そして子育てとの両立の困難です。

男女間の賃金格差について、まず質問します。イコール・ペイ・デーという言葉をお聞きください。

額を女性が稼ぐためには、一年プラスアルファの期間が必要で、二〇一四年の一年間で男性が稼ぐ賃金と同じ額を受け取るために、女性は二〇一五年の何月何日まで働かなければいけないでしょうか。少なくとも四月十日まで働く必要があるのです。そこまで働いて、ようやくイコールペイになります。

この賃金格差が是正されないまま女性活躍が進めば、低賃金で大活躍を強いられるという構図ができ上がってしまう。

政府は、男女間の賃金格差を是正して、女性の権利に関する公正な環境を整えることで初めて女性が本当に活躍できるのだという基本的な認識をお持ちでしょうか。有村大臣と塩崎大臣の見解を伺います。

非正規雇用について、次に質問いたします。五月十二日、労働者派遣法改正案がこの衆議院で審議入りを行いました。

非正規雇用の約七割は女性です。派遣の期間制限がなくなれば、女性が多くついている一般事務

などの仕事で、直接雇用の正社員への道は閉ざされ、ただでさえ不安定な女性の雇用は、さらに揺らぐことになりそうです。

また、派遣で働く女性の多くは、産休や育休をとることが本当に困難な状況に置かれています。第一出産後に育休をとって仕事を続ける女性の割合は、パートや派遣で働く女性の場合、正社員の十分の一以下なのです。

女性活躍推進をうたいながら、派遣法を改悪することによって、女性が子育てと仕事を両立させることはますます難しくなります。それとも、パートや派遣で働く女性は、この法案がうたう全ての女性に入っていないのでしょうか。有村大臣と塩崎大臣に見解を伺います。

さらに、子育てとの両立を本気で支援する覚悟について尋ねます。

母親が仕事と子育てを両立する鍵は、父親のワーク・ライフ・バランスにあります。だからこそ、今回大企業に対して義務づける現状把握の必須項目に、労働時間、そして男性の育休取得率をしつかりと追加すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

特に、労働時間について、審議会の建議では記載されていたにもかかわらず、法律案からあえて落とされたのはなぜなのでしょう。有村大臣の答弁を求めます。

さらに、この必須項目には、さきに述べた男女間の賃金格差、また、全ての労働者に占める正規労働者の割合、女性労働者に占める正規労働者の割合も入っております。

状況把握なくして問題解決なし。目に見えない壁を乗り越えることはできません。

女性が働く上で最も困難を感じている課題に目を閉じることなく、現状把握すべき必須項目に挙げるべきだと考えますが、有村大臣の見解を求め

ます。

さらに、これら企業が把握した状況について、目標を定めることが義務づけられていないながらも、目標を達成する努力義務すらありません。目標をつくつても、それを達成する努力義務を課さないことに何か合理的な理由があるのでしょうか。有村大臣、お答えください。

続いて、前国会でも議論となってきた、家族を構成する男女の文言について伺います。

有村大臣は、今国会の内閣委員会において、私との議論の中で、この家族を構成する男女について、母子家庭も対象に入る、さらには、女性と女性の同性パートナーもこの対象に入ると明言されました。驚くべき前進です。

しかし、そうであれば、家族を構成する男女という言葉は改めるべきです。母子家庭も同性パートナーも対象に入るにもかかわらず、明らかに排除するようにしか読めない法律をつくることで、母子家庭のお母さんや子供たち、人生のパートナーとして同性を選んだ女性たちの心を傷つける権利はありません。有村大臣の答弁を求めます。

本法案では、また、それぞれの地域において、女性活躍推進に関する協議を行う協議会を組織できることとしております。その協議会が、雇用主中心、男性中心であったなら、到底働く女性の声は届きません。

この協議会における男女比率は同程度とあるべきです。当然のことながら、労働組合など働く女性を支援する団体の参加が必要です。有村大臣の見解を伺います。

そもそも、この法案は、こんな言葉から始まります。この法案は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等に対応していくためと。

女性活躍の第一の目的は、少子高齢化対策なのではないでしょうか。それが政府のスタンスなのではない

女性は、少子化対策のために子供を産むわけではありません。労働人口減少対策のために働くわけではありません。一人一人の女性が、その個性や能力を発揮でき、生き方の希望がかなう道を広げることが、この法案の目的です。

働きがいを持って仕事をするという希望、子供を育てていくという希望、この希望をかなえる道が男女ともに広がれば、その結果、少子化傾向が改善し、経済のみならず、文化や学問なども含めた豊かな社会へとつながっていくのです。

この法案の冒頭を少子高齢化でスタートするのは、余りにも間違ったメッセージを送ることになります。

男女共同参画基本法には、男女の個人としての尊厳が重んじられることというすばらしい理念が書き込まれていますので、これを参考に修正されたらいかがですか。有村大臣の答弁を求めます。

もう一つ、女性が職場で活躍するために、見て見ぬふりをされ続けている壁が、選択的夫婦別姓の問題です。

名前とキャリアがいかに密接不可分なものか、この職場におられる国会議員の皆さんが最も感じているではありませんか。

しかし、それは政治家という職業に限られたことではありません。職場で一生懸命実績を積みできた女性が、結婚を機に名前が変わり、新しい名前前で検算されてもその実績が出てなくなる。その仕事の世界で、名前と結びついて積み上げてきた評価や評判も、名前が変われば、実質的には三歩進んで二歩後退となってしまうこともあるのです。

結婚をすれば、女性が名前を変える夫婦が九六%。ほとんどの場合、姓が変わることの不利を女性がかうむり、そして、そのことに心を痛めている男性も少なくありません。

選択的夫婦別姓を認めるべき理由は百もありません。

ですが、選択を認めない理由はただ一つ、家族のきずなが壊れるというものです。

日本の家族のきずなは、家族間で姓が違ふことのみによって揺らぐようなものでもありません。家族のきずなを守る方法は、国家が選択するのではなく、当事者たる一つ一つの家族が選択するべきものです。

民主党は、かねてより、選択的夫婦別姓の議員立法を提出してきましたし、この国会でも提出の準備を進めております。ほかの多くの政党も、この制度には積極的です。

裁判所に言われてから動くのではなく、政治家の責任として、選択的夫婦別姓を認める法改正に動くときです。有村大臣と上川法務大臣の見解を求めます。

世界の中の日本を見たとき、政治分野における女性の参画状況が突出して低い状態が続いていることは、この場からこの議場を見ても明らかです。

国会議員に占める女性の割合は、衆議院で九%、参議院で一六%、全体では一二%。世界百九十九カ国中百五十四位、先進国では最低です。

そんな中、ことし三月、有村大臣は、我が党を含む各政党に対し、政治分野におけるポジティブアクション導入などの取り組みの検討を要請にいらつしました。要請される以前から、民主党は、実効性あるポジティブアクションとして、クオータ制の導入の検討に入っております。

自民党の取り組みは前進しているのでしょうか。

有村大臣は、強制的なクオータ制は慎重な検討が必要と述べ、自民党内で担当者として稲田朋美政調会長は、義務にするとかなり難しい問題が出てくるかと慎重姿勢。

できない理由を述べるのではなくて、だったら、強制や義務に至らない、政党の自主的な取り

組みの中で一歩でも前進させたいかがでしようか。他の政党に要請する前に、政権与党たる自民党の中でいかに取り組んでおられるのか、有村大臣の答弁を求めます。

最後に、女性活躍担当大臣としての有村大臣に申し上げます。

去年の十月十五日、すべての女性が輝く社会づくり推進室発足の看板かけの際、立ち会った安倍総理が、緊張した面持ちの有村大臣を看板娘なんだからと励ましたと報道されております。安倍政権における女性活躍のメッキが剥がれた瞬間です。

女性活躍担当大臣が看板娘では困ります。

多くの働く女性が職場において、こういった一言一言に違和感を感じながら、時として切り返し、苦笑いでやり過ごし、場合によっては冗談で切り返しなが、仕事を続けています。ぜひ、看板娘ではない仕事ぶりを、この法案の審議を通じて見せていただきたいと思ひます。

もちろん、私たち民主党は努力を惜しみません。

本法案の審議に当たり、経済的困難の中で必死に生計を立てている女性、子供たちのために頑張るシングルマザー、介護や育児を一手に受けて家族のために働いている女性たちなど、全ての女性の活躍を推進するための実効性のある法律となるよう、積極的に具体的な修正を提案し、男女共同参画をリードする民主党の役割をしっかりと果たしていくことを誓つて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣(有村治子君登壇))

○国務大臣(有村治子君) 山尾志桜里議員にお答え申し上げます。

男女間の賃金格差についてお尋ねがありました。

男女間の賃金格差の最も大きな要因は、管理職に占める女性の割合が低いことや女性の就業継続年数が短いことであると理解をいたしております。

このため、男女間の賃金格差を縮小するためにも、働きたい女性が、結婚や出産、子育て、介護などのライフイベントにかかわらず働き続けることができ、昇進できる環境を整備することが重要だと考えています。

本法案に基づく取り組みを推進するとともに、性別を理由とする差別的取り扱いやさまざまなハラスメントが行われない職場づくり、長時間労働の抑制を初めとした働き方改革などにより、女性の活躍を推進してまいります。

パートや派遣で働く女性に関するお尋ねがありました。

御指摘のとおり、非正規雇用で働く方の七割弱が女性であり、女性の活躍を推進する上で、非正規雇用の女性への対応は大変重要だと考えております。

自分の都合のよい時間に働きたいなどの理由から、非正規雇用での働き方を選択している女性もいらつしやる一方、正社員として働きたい希望を持ちながらも、機会に恵まれず非正規雇用で働いている女性、みずからの希望で非正規雇用を選んでいるものの、働きにに応じた処遇がなされていない女性もいらつしやることを認識しております。

本法案は、そうした非正規雇用の女性を含め、職業生活を営み、または営もうとする全ての女性を対象としています。

非正規雇用の女性への対応は、本法案の目的を達成するためにも重要なテーマの一つであると考えており、本法案が成立した際には、本法案に基づく基本方針や事業主行動計画策定指針において、必要な取り組みを盛り込んでいきたいと考えております。

状況把握、分析の必須項目に関するお尋ねがありました。

行動計画策定に向けた状況把握、分析の項目は府省令で規定することとしており、法律案に明示されている項目は例としてお示したものです。

昨年九月の厚生労働省労働政策審議会の建議においては、採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率を必須項目として省令で規定することが適当であるとされています。

この建議の内容や国会での御審議も踏まえつつ、法案成立後、さらに労働政策審議会などで議論を深め、検討をまいります。

目標達成の努力義務に関するお尋ねがありました。

公的部門に関しては目標達成の努力義務等を課していますが、民間事業主に対しては、こうした義務づけよりも、むしろ、優良な取り組みを行う事業主を国が認定する仕組みを設けることが、各企業の目標達成に向けた積極的な取り組みを促し、効果的だと考え、このような規定といたしたものでございます。

家族を構成する男女という文言に関するお尋ねがありました。

家族を構成する男女という表現は、特定の人を除外したり、施策や取り組みの対象を限定する趣旨のものではなく、女性の活躍のためには、男性についても働き方や意識の改革が重要であるという趣旨を、男女共同参画社会基本法の文言をそのまま引用し、規定したものでございます。

なお、御指摘の、先般の内閣委員会における私の答弁は、この条文が、対象を限定せず、その効果が全ての方に及び得るという、この法案の条文が対象とする方々について解釈を述べたものでございまして、当然ながら、民法等における婚姻、夫婦等の定義や、家族制度に関する価値観を述べ

たものでは一切ございません。

本法案における協議会に関するお尋ねがありました。

女性の職業生活における活躍を地域において効果的かつ円滑に推進するための枠組みとして、地方公共団体の関係機関により構成される協議会を組織することができるといたしました。

協議会の具体的な構成については、地域の実情も踏まえ、各協議会において主体的に御判断いただくべきものであると考えております。

本法案の目的に関するお尋ねがありました。

この法案の目的は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することです。

御指摘の少子高齢化については、この法案により、男性も女性も働きやすく、子供を産み育てやすい環境の整備などが進むことで、結果として対応が進んでいくものとの趣旨で条文を作成しております。

また、この法案は、第一条で、男女の個人としての尊厳が重んじられるなどの男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとるものと規定をしております。

選択的夫婦別氏制度についてのお尋ねがありました。

選択的夫婦別氏制度の導入については、平成八年に法制審議会から答申が出された後も、婚姻制度や家族のあり方と関連してさまざまな議論があり、現在も検討中であると承知をしております。

この問題は、国民に広くかかわる課題であり、国民意識の動向等を見ていくべきものと考えております。

女性の政治参画に関する取り組みについてお尋ねがありました。

女性の政治参画に関する取り組みについてお尋ねがありました。

女性の政治への参画は、政治に多様な民意を反映させるという観点からも大変重要ですが、御指摘のとおり、諸外国と比較して、我が国は極めて低い水準にあります。

このため、女性候補者の割合を高めるための取り組みなどを行っていただけるよう、政府から、私からも、各政党に対し働きかけを行っております。

また、議会において女性が活躍しやすい環境の整備が進むよう、地方議会の会議規則に出席に伴う欠席に関する規定を設けることについて、新たに私から、全国町村議会議長会などの団体に働きかけを現在進めております。

各政党における取り組みがさらに進むよう強く御期待申し上げるとともに、私としても、引き続き働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 山尾志桜里議員にお答え申し上げます。

男女間の賃金格差の是正に対する認識についてお尋ねがございました。

我が国の男女間の賃金格差の要因を見ますと、最も大きな要因は、男女間の管理職比率などの職階の違いであり、次いで勤続年数の違いとなっております。

公正な環境を整えることは重要であり、このような男女間の賃金格差の主要な要因である管理職比率と勤続年数の差異については、本法律案に基づき、大企業に対して、状況把握、課題分析を義務づけることとしております。

これらの項目の把握、分析の結果、各企業の行動計画において、女性の継続就業や登用にに向けた取り組みが進められ、男女間の賃金格差の縮小につながることを考えております。

パートや派遣といった非正規雇用で働く女性とこの法案の対象についてのお尋ねがございました。

今回の労働者派遣法改正案は、正社員を希望する方にその道を開くとともに、派遣で働く方の待遇の改善を図ることとしており、正社員への道を閉ざすものではありません。

今般の新法では、企業が行動計画を策定する際に踏まえることとなる行動計画策定指針において、非正規雇用から正規雇用への転換や、再雇用、中途採用等に関する取り組みを規定する予定であり、こうした取り組みにより、非正規雇用の方を含め、全ての女性が希望に応じて十分に能力を発揮できる環境の整備を図ってまいります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 山尾志桜里議員にお答え申し上げます。

選択的夫婦別氏を認める法改正についてお尋ねがございました。

選択的夫婦別氏制度の導入の問題は、我が国の家族のあり方に深くかわるものであり、国民の間にさまざまな意見があることから、これを踏まえて検討する必要があると考えております。

現在、関連する訴訟が最高裁判所に係属しておりますが、最高裁判所がこの問題についてどのような判断をするのかを注視しているところでございます。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席國務大臣

總務大臣 高市 早苗君
法務大臣 上川 陽子君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
國務大臣 有村 治子君
出席副大臣
内閣府副大臣 赤澤 亮正君

○議長の報告

(議決通知)

一、昨二十一日、本院は、食品安全委員会委員に佐藤洋君、吉田緑君、山添康君、石井克枝君、堀口逸子君及び村田容常君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、国家公安委員会委員に北島信一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、預金保険機構理事に井上美昭君及び小幡浩之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、公害等調整委員会委員に山崎勉君及び野中智子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に布野幸利君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、労働保険審査会委員に渡邊英寿君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨二十一日、本院は、運輸審議会委員に松田英三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十一日、本院は、原子力規制委員会委員に伴信彦君及び更田豊志君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

辻元 清美君

津村 啓介君

総務委員

辞任

補欠

大西 英男君

赤枝 恒雄君

新藤 義孝君

中谷 真一君

橘 慶一郎君

瀬戸 隆一君

武正 公一君

本村賢太郎君

瀬戸 隆一君

田畑 裕明君

赤枝 恒雄君

大西 英男君

田畑 裕明君

橘 慶一郎君

中谷 真一君

新藤 義孝君

本村賢太郎君

武正 公一君

厚生労働委員

辞任

補欠

長妻 昭君

小川 淳也君

農林水産委員

辞任

補欠

瀬戸 隆一君

工藤 彰三君

古川 康君

若狭 勝君

工藤 彰三君

瀬戸 隆一君

若狭 勝君

古川 康君

国家基本政策委員

辞任

補欠

浜田 靖一君

江崎 鐵磨君

予算委員

辞任

補欠

小川 淳也君

長妻 昭君

(特別委員選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

今津 寛君

岩屋 毅君

江渡 聡徳君

小田原 潔君

小野寺五典君

大西 宏幸君

大野敬太郎君

勝沼 栄明君

木原 誠二君

笹川 博義君

白石 徹君

武井 俊輔君

中谷 真一君

橋本 英教君

浜田 靖一君

原田 義昭君

平沢 勝榮君

星野 剛士君

松本 純君

御法川信英君

宮川 典子君

宮崎 政久君

宮澤 博行君

武藤 貴也君

盛山 正仁君

山口 壯君

山田 賢司君

若宮 健嗣君

緒方林太郎君

大串 博志君

後藤 祐一君

辻元 清美君

寺田 学君

長島 昭久君

長妻 昭君

青柳陽一郎君

丸山 穂高君

伊佐 進一君

佐藤 茂樹君

遠山 清彦君

濱地 雅一君

赤嶺 政賢君

志位 和夫君

(議案付託)

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号)

内閣委員会 付託

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二二号)

以上五件 外務委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特許法条約の締結について承認を求めるの件
商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

電気事業法等の一部を改正する等の法律案
個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

オスプレイの安全性に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
法案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 設立(第八条―第十三条)
第三章 管理

- 第一節 取締役等(第十四条―第十五条)
第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会
(第十六条―第二十一条)

- 第三節 定款の変更(第二十二条)
第四章 業務

- 第一節 業務の範囲(第二十三条)
第二節 支援基準(第二十四条)
第三節 業務の実施(第二十五条―第二十七
条)

- 第五章 国の援助等(第二十八条―第二十九条)
第六章 財務及び会計(第三十条―第三十三条)
第七章 監督(第三十四条―第三十六条)

- 第八章 解散等(第三十七条―第三十八条)
第九章 雑則(第三十九条)
第十章 罰則(第四十条―第四十六条)

- 附則
第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援
機構は、我が国の事業者が蓄積された知識、技
術及び経験を活用して海外において通信・放

送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他
の支援を行うことにより、我が国及び海外にお
ける通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡
大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の
収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持
続的な成長に寄与することを目的とする株式会
社とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送・郵便事
業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 電気通信事業(電気通信設備を他人の通信
の用に供する役務を他人の需要に応ずるため
に提供する事業をいう。)

二 放送事業(公衆によつて直接受信されるこ
とを目的とする電気通信の送信の役務を提供
する事業をいう。)

三 郵便事業(信書その他の郵便物の送達役
務を他人の需要に応ずるために提供する事業
をいう。)

四 前三号に掲げる事業が提供する役務の需要
の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げ
る事業と密接に関連する事業であつて、前三
号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通
にするもの

2 この法律において「対象事業」とは、海外にお
いて行われる通信・放送・郵便事業又は海外に
おいて行われる通信・放送・郵便事業を支援す
る事業をいう。

(数)

第三条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援
機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立
されるものとする。

(株式の政府保有)

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式

(株主総会において決議することができる事項
の全部について議決権を行使することができる
いものと定められた種類の株式を除く。以下こ
の条において同じ。)の総数の二分の一以上に当
たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第五条 機構は、会社法(平成十七年法律第八
十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式
(第四十五条第一号において「募集株式」とい
う。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募
集新株予約権(同号において「募集新株予約権」
という。若しくは同法第六百七十六条に規定す
る募集社債(第三十五条及び同号において「募集
社債」という。))を引き受ける者の募集をし、株
式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権
を発行し、又は資金を借り入れようとするとき
は、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行
したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届
け出なければならない。

3 機構の借入金金の現在額及び社債の元本に係る
債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準
備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて
得た額を超えることとなつてはならない。

(政府の出資)

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予
算で定める金額の範囲内において、機構に出資
することができる。

(商号)

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外通
信・放送・郵便事業支援機構という文字を用い
なければならない。

2 機構でない者は、その名称中に海外通信・放
送・郵便事業支援機構という文字を用いてはな
らない。

第二章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号
に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載
し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設
立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式
発行会社として設立しようとする場合にあつ
ては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株
式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する
金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数
(機構の種類株式発行会社として設立しよう
とする場合にあっては、その種類及び種類ご
との数)

四 会社法第百七条第一項第一号に掲げる事項
五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了
により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、
又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に
規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段
の定め

(設立の認可等)

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、
発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き
受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を総
務大臣に提出して、設立の認可を申請しなけれ
ばならない。

第十条 総務大臣は、前条の規定による認可の申

請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。
- 三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)
 第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (会社法の規定の読替へ)

第十二条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の前項」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第 号)第十条第二項の認可の後株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十

条第二項の認可のこと、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十三条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)
 第十四条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (取締役等の秘密保持義務)

第十五条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会

会

(設置)

第十六条 機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十七条 委員会は、次に掲げる決定を行う。
 一 第二十五条第一項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定

二 第二十七条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十八条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員の選定及び解職の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 7 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)
 第十九条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
 (議事録)
 第二十条 機構は、委員会の日から十年間、前条

第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九條、第八百七十條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十條の二、第八百七十一條本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第二十一条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名

に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十二條 機構の定款の変更の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十三條 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者（第二十五条第一項の規定により支援の対象となつた事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条

第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 対象事業者を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

九 対象事業者を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業者を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは

は許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十七条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業者を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

第二節 支援基準

第二十四條 総務大臣は、機構が対象事業者の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業者支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業者支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

第二十五条 機構は、対象事業者支援を行おうとするときは、支援基準に従つて、その対象となる

（支援決定）

事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業支援をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定(次項において「支援決定」という。)を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行うおととするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成四十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十八年三月三十一日まででなければならない。

第五章 国の援助等

(国の援助等)

第二十八条 総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(財政上の措置等)

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十一条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

(監督)

第三十四条 機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十五条 総務大臣は、第五条第二項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。)、第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一条又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条 総務大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十七条 機構は、第二十三條第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十九条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第四十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第二十五条第二項又は第二十七条第一項の

規定に違反して、決定を行ったとき。

六 第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

9 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第 号)第二十一条第一項(登記)の委員」とする。

理 由

我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案内閣提出に関する報告書
議案の目的及び要旨

本法案は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持

続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構は、一を限り設立される株式会社とし、機構の発起人は、設立に際して総務大臣の認可を受けなければならないこと。また、政府は、常時、機構の発行済株式総数の二分の一以上を保有すること。

2 機構に、資金の供給(出資、資金の貸付け、債務保証等)の支援の対象となる事業者及び当該支援の内容等を決定する海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこと。

3 機構は、その目的を達成するため、以下の業務を営むものとする。

(一) 海外における通信・放送・郵便事業及びこれらの事業を支援する事業(以下「対象事業」という。)を行う事業者に対する資金の供給

(二) 対象事業者等に対する技術者その他の専門家の派遣及び助言

(三) 知的財産権等の取得及び対象事業者への移転等

(四) 保有する株式等の譲渡等の処分

(五) (一)～(四)の業務に関連して必要な交渉及び調査等

4 総務大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準(支援基準)を定めるものとする。

5 政府は、機構の社債や資金の借入れに係る債務について保証をすることができると。

6 機構は、3の業務の完了により解散すること。

7 所要の規定の整備を行うこと。

8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十七年年度財政投融资特別会計予算に二百億円が計上され、また、同年度一般会計予算に政府保証枠として七十億円が計上されている。

右報告する。

平成二十七年五月二十一日

総務委員長 榊屋 敬悟

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 機構が海外における通信・放送・郵便事業の支援を行うに当たっては、民間が行えることは民間に任せるとする基本的考えのもと、民業補充の観点から、民間のニーズを適切に把握し、特に我が国中小事業者の参入促進に資すること

となるよう努めるとともに、機構が我が国経済の持続的な成長に寄与するとの目的に沿って運営されるよう、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に従って機構の活動の検証を適時的確に行うこと。また、組織の肥大化を招かないよう、機構の組織の在り方について適宜見直しを行うこと。

二 機構が支援する対象となる事業者への投資、融資等の金融機能が機構の主要な事業となることに鑑み、専門知識を有する民間の人材の確保とともに、その積極的な活用等を図ること。

三 機構が支援する対象事業については、我が国の通信・放送・郵便事業に関する技術等が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるよう、支援基準を早急に定めること。

四 機構に設置され、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外通信・放送・郵便事業委員会は、機構が対象事業の支援を適正に行う上で重要な機関であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。

五 機構の取締役の人選等に当たっては、いやくも機構が新たな天下り先との疑念を持たれないように、厳正に行うこと。

六 コンテンツの海外展開などに関し、機構と他の官民ファンド等との間において、役割の分担を行いつつ、密接な連携と協力を図り、施策の効果的な実施に努めること。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一〇円	一八円